

暴風・大雨等非常変災時における対応措置について

和歌山県立新宮高等学校定時制

- (1) **登校時に各自が居住している市町村に「暴風警報」、「大雨警報」、「津波警報」「洪水警報」及び特別警報（以下警報等）のいずれかが発令されているときは、家庭学習とする。**

(警報等の発令状況はTel 177番で確認のこと)

※**登校時**とは、登校のため家や職場を出ようとするときや、交通機関に乗車しようとする時をさす。

- (2) **新宮市に発令された警報等が午後4時の時点で解除されていなければ、臨時休校とする。**
新宮市の警報等がわからない場合は学校へ連絡して確認のこと。

学校 Tel 0735-22-8106

※気象状況や交通機関の運行状況等で登校不可能なときは、学校へ連絡すること。

- (3) 登校後に警報等が発令されたときは、安全が確認されるまで学校で待機し、その後の対応は学校長が判断する。
- (4) 原則は上記のとおりであるが、気象状況、地域の特性、交通機関の運行状況等に十分留意して、適切に状況を判断して対応すること。
- (5) 地震等の緊急事態についても、上記に準じて対応すること。
- (6) 以上によって授業中止の措置をとった場合は、振替授業を実施する。